

平成 30 年 4 月 日

## 地価公示鑑定評価員(継続)委嘱申請書

国土交通省 土地鑑定委員会

委員長 殿

ふりがな  
氏名

〒 \_\_\_\_\_ tel \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

1. 自宅住所

\_\_\_\_\_

2. 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (平成31年1月1日現在 \_\_\_\_\_ 才)

3. 登録番号及び \_\_\_\_\_ 不動産鑑定士 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

登録年月日

4. 事務所の名称等

名 称 \_\_\_\_\_

tel \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ fax \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

e-mail アドレス \_\_\_\_\_

業 者 登 録 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) 第 \_\_\_\_\_ 号 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記事務所の  専任の不動産鑑定士である  専任の不動産鑑定士でない

※不動産鑑定士として国土交通省に登録されている氏名、住所、事務所の名称及び所在地等と相違がある場合には委嘱できないこともあります。

5. 処罰等の有無 最近3年間に於いて地価公示法第27条に規定する処罰、不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する懲戒処分を

受けたことは無い  受けたことがある → 処分等の内容 \_\_\_\_\_

処分等を受けた年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

最近1年間に於いて国から鑑定評価業務等に関して適切さを欠く点があると認められるものとして行政指導を

受けたことは無い  受けたことがある

最近1年間に於いて公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会等から不当な鑑定評価等に関して懲戒処分を

受けたことは無い  受けたことがある → 処分等の内容 \_\_\_\_\_

処分等を受けた年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

6. 希望地

前回地価公示所属分科会 \_\_\_\_\_ 分科会

第1希望地 \_\_\_\_\_ 分科会 第2希望地 \_\_\_\_\_ 分科会

第3希望地 \_\_\_\_\_

島しょを希望する

希望地に委嘱されない場合は委嘱を希望しません

7. 現在使用中のパソコンに係るソフトウェア

OS(バージョン含む) \_\_\_\_\_ 鑑定評価書作成支援ソフト業者名 \_\_\_\_\_

8.最近1年間(平成29年4月1日～平成30年3月31日)の鑑定評価実績

(1)件数

	基準に則った鑑定評価	基準に則らない鑑定評価等	合計件数
件数	件	件	件

1年間で非従事期間がある場合 平成28年度 件

(2)主な鑑定評価実績の概要(日付の新しいものから必ず5件記載すること)

土地等の所在(地番まで)	土地等の種別・類型・数量	鑑定評価を行った年月日
	m <sup>2</sup>	平成 年 月 日
	m <sup>2</sup>	平成 年 月 日
	m <sup>2</sup>	平成 年 月 日
	m <sup>2</sup>	平成 年 月 日
	m <sup>2</sup>	平成 年 月 日

農地、採草放牧地又は森林(以下「農地等」という。)を農地等とした鑑定評価は除いてください。

9.確認事項

一(代表幹事、分科会幹事、副幹事への就任)

地価公示調査組織規程第2の2八に掲げる代表幹事等への就任を依頼された場合引き受けます。

二(分科会への参画及び役割分担)

地価公示調査組織規程第2の4(1)三に掲げる職務を全うすることができます。

三(土地鑑定委員会等からの問い合わせ対応等)

地価公示調査組織規程第2の4(1)四に掲げる対応をすることができます。

四(ウイルス対策ソフトの導入等)

地価公示業務で使用するパソコンに不必要なソフト(ファイル共有ソフト等)をインストールしません。また、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期的に行いセキュリティーの維持に努めます。

五(情報公開)

鑑定評価書の開示については、異議を申し立てません。

六(研修受講履歴)

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会等が管理している不動産鑑定士に対して行っている研修受講履歴を、連合会が土地鑑定委員会事務局に提供することに同意します。

七(暴力団排除)

本人又は所属する会社等の役職者が暴力団員でなく、また、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。

※上記一から三については、別紙「地価公示調査組織規程」を参照のこと